

## 英国外貨換算会計論理の転換

～ 1968年 N.25 から 1983年 SSAP#20 へ～

井 戸 一 元

### 要 旨

英国外貨換算会計における状況法は、20世紀半ばより米国外貨換算会計に学び、相互に影響を与え変遷をとげた。本稿は、1968年の ICAEW N.25 から 1983年の SSAP#20 までの論理展開に考察を加え、状況法の類型化を試みた。

### はじめに

英米両国の外貨換算会計<sup>1)</sup>は、文献研究によれば、19世紀末以来、一大変革をとげてきた。それは、1890年代の英国外貨換算会計に認められる変動・非変動法 (Floating-Non-floating Method)、そして20世紀に入ってから米国外貨換算会計に受け継がれる流動・非流動法 (Current-Noncurrent Method)、貨幣・非貨幣法 (Monetary-Nonmonetary Method)、テンポラル法 (Temporal Method)、そして決算日レート法を併用する状況法 (Situational Approach) 採択への一連の変革である。取得原価主義と抵触する決算日レート法単独での採択は、これまでになされたことはない。

過去100年間におよぶ英米の外貨換算会計史は、概略で次の5期に区分できる<sup>2)</sup>。各期は、当時の時代要請により必然的に生成されてきたものと解される。

表1 外貨換算会計史区分

期	期 間	特 徴	キーワード
1	1891年から 1921年	変動・非変動法が、換算会計実務をリード。ブラムからフィニーへ。	変動概念、本位制度、固定平価換算。
2	1913年から 1953年	流動・非流動法制度化。ディキンソン、アッシュダウン	流動概念、信用分析、ロング・ポジション
3	1951年から 1968年	貨幣・非貨幣法制度化。バクスターとヤーマイ、ヘップワース	貨幣概念、ショート・ポジション
4	1972年から 1978年	テンポラル法制度化。ローレンセン、カナダ勸許会計士協会、低価法助案。	テンポラル概念、本国主義、外貨尺度否定説。
5	1968年から 現在	状況法制度化。修正貨幣・非貨幣法。パーキンソン。	現地主義、外貨尺度説、将来キャッシュ・フロー。

外貨換算会計史区分を示す各期において時期が重複しているのは、明確に区分できない、移行期を含むからである。

殊に、1900年代から1920年代にかけての第2期におけるディキンソン (A. L. Dickinson)<sup>3)</sup> やアッシュダウン (C. S. Ashdown)<sup>4)</sup> の尽力は、19世紀英国外貨換算会計をモデルとして、20世紀の初期米国外貨換算会計制度確立を精力的に推し進めるものであった。実務慣行としてそれまで存在してはいたが、会計実務家の間で手続上、統一されてこなかった換算法を流動・非流動法に周知徹底させることとなった。こうした経緯から、米国外貨換算会計は、英国のそれと非常に類似した会計思想をもっていると解される。

- 1) 拙稿「イギリスにおける外貨換算会計の萌芽」『豊橋短期大学研究紀要』第7号 (1990. 3) 17頁。  
拙稿『外貨換算会計生成史研究 (日本私学振興財団 平成6年度研究叢書)』(1995. 3) 1頁～325頁。
- 2) 拙稿「外貨換算会計生成史研究」『愛知大学経営学部愛知経営論集』第130号 (1994. 7) 156頁～159頁。
- 3) Arther Lowes Dickinson, "Profits of A Corporation," Congress of Accountants, *The Financial Record (Lawyers' Accountants Manual)*, Vol. XIX No. 18, Nov. 2, 1904, pp. 38-42.
- 4) Cecil S. Ashdown, "Treatment of Foreign Exchange in Branch-office Accounting," *Journal of Accountancy*, Oct. 1922, pp. 262-279.

1960年以降、多国籍企業 (Multinational Enterprise: MNE) は、急速に成長した。現地化の程度の認識問題、在外活動の記録・報告問題、およびリスク管理の必要性の増大を背景に、1960年代末から70年代初頭にかけて、両国は外貨換算会計領域において、今日で言うところの状況法の論理を導入した。これは、当時の英米両国が、形式的には非常に類似した環境下にあつたからこそ実現され得たものと推察する。先の流動・非流動法による基本換算法の中では、経済実体を把握し尽くせないことに対する批判・検討の結果である<sup>5)</sup>。

だが、米国やその後の先進各国の外貨換算会計は、英国のそれとは状況法をめぐり異なった展開をとげ、換算論理の一貫性を欠くこととなった。

本稿では、状況法の換算論理のこのような転換部分に注目し、英国外貨換算会計に限定して、同一の状況区分に基づきながらも、状況法において68年から83年にかけて幾度か議論され、英国の状況法において同じ状況法でありながら異なった換算論理を換算手続として容認しようとした論拠、ならびにその後の会計基準委員会 (Accounting Standards Committee: ASC) の会計実務基準書第20号「外貨換算」<sup>6)</sup> (Statements of Standard Accounting Practice No.20: SSAP#20) へ如何に換算会計論理が継受されたかについて検討を加える。

## 1 状況法の類型化

流動・非流動法の原型を変動・非変動法として示した1891年のプラム (H. A. Plumb)<sup>7)</sup> から SSAP#20 に至るまでを、状況法を中心に分析する。そのためには、英米両国における状況法の系譜を考察することが有効である。また、その類型化を検討することが重要であると考えられる。ここで米国を比較対象とするのは、状況法の考え方として1983年当時の英国基準、SSAP#20に米国基準の考え方が導入されることになったからである。

両国の外貨換算会計は、いずれも68年以降、状況法という形式の下で、同質的分析視角の上に立ったものと解される。現地化の進展した、いわゆる現地主義、外貨尺度説に立つ在外活動単位については、決算日レート法 (あるいは、期末日レート法) の適用を認め、その結果、換算差額を当期損益として認識している。それ以外の場合、すなわち、本国主義、外貨尺度否定説に立つ在外活動単位の場合には、両者は、それぞれ異なる性格をもつ換算法、流動・非流動法またはテンポラル法をその選択肢として認めている。

両者は、状況区分においては、ほぼ同一の区分を基準としている。

ここで1つ注目しなければならないのは、状況法論理の転換である。1968年の英国外貨換算会計、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW) の勧告書「外国通貨の対ポンド平価の変更に伴う会計処理」(N.25)<sup>8)</sup> では、期

5) “Closing Rate Method” と “Current Rate Method” を本稿では、異なる訳語を付した。

(1) 状況法を念頭において MNE の在外活動を2つに区分し、換算差額の把握を図った。

(2) 現地化の著しい在外活動単位、本国から独立した単位は、英国の場合、期末日レート法 (Closing Rate Method) を、米国の場合、決算日レート法 (Current Rate Method) を、外貨表示財務諸表の換算に際して適用した。用語は異なるが、両換算法は、今日の「決算日レート法」と同一の換算法である。

6) Accounting Standards Committee, Statements of Standard Accounting Practice No. 20, *Foreign Currency Translation*, April 1983.

7) H. A. Plumb, “The Treatment of Fluctuating Currencies in the Accounts of English Companies,” *Accountant*, April 4, 1891, pp. 259-271.

8) Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Recommendation on Accounting Principles N. 25, *The Accounting Treatment of Major Changes in the Sterling Parity of Overseas Currencies*, ICAEW, 17th Feb., 1968.

末日レート法と流動・非流動法の間で、状況法を容認することとなった。他方、その後の1972年の米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) 会計調査研究第12号「米ドルによる米国企業の在外活動報告」<sup>9)</sup> ならびに75年の米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) 基準書第8号「外貨建取引ならびに外貨表示財務諸表の換算会計」(SFAS#8)<sup>10)</sup> では、決算日レート法とテンポラル法の間で同様の状況法の論理を容認した。テンポラル法は、通常は貨幣・非貨幣法を基本としていながらも、低価法適用項目については決算日レートを期末時に換算レートとして適用することを特別に認める修正貨幣・非貨幣法 (Modified Monetary-Nonmonetary Method) である。したがって、このテンポラル法と決算日レート法との間で行われる米国流の状況法 (米国型状況法) の換算論理は、流動・非流動法と末日レート法との間で行われる英国流の状況法 (英国型状況法) の換算論理とは、まったく異質である、と考えなければならない。1968年の英国型状況法と1972年、1975年の米国型状況法は、同じ状況法のフレームワークの中でその正当性を主張する論拠を異にしていると言わざるを得ない。当時の米国の考え方は、英国のそれより遥かに、その後のFASBや国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) などの公開草案や基準書に多大の影響を与えている。

これは、両国の社会情勢、経済環境、そしてその変化に対する認識の相違から、換算目的・状況把握の違いとして外貨換算会計において捉え直されたものと考えられる。在外活動における本国通貨、現地通貨、第三国通貨の貨幣購買力の水準、その変動要因を会計に組み

込む必要性が生じ、そして在外資産・在外負債の評価において調整が求められたものと解する。同じ状況法的発想とはいうものの、本質を異にする外貨換算会計の論理がここには存在する。

次に示す表2は、こうした状況法の類型化を示すものであり、影で示す部分が、英国と米国の相違点である。むすびで示す表3「英国外貨換算会計の系譜 (1968年～1983年)」の各時期における換算会計基準の考え方は、この表2で示す2類型で網羅できるものと考えられる。英国型状況法は、米国型状況法に吸収されることとなる。

表2 英・米状況法の類型化

類型	換算論理 在外活動	換算法の選択肢		備考
		本国から独立	本国に従属	
英国型 (1968)	状況法	期末日レート法	流動・非流動法	※流動性に注目し、差額を認識。株主
米国型 (1972)		決算日レート法	テンポラル法 (修正貨幣・非貨幣法)	※貨幣性に注目し、差額を認識。投資家

## 2 英国型状況法を示した 1968年 ICAEW N.25

1968年、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会理事会 (Council of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales) は、英国国籍を有する企業の財務会計が英ポンド建で表示された外国通貨価値 (value of overseas currencies) の主要な変化によって影響を受けた場合の適切な会計処理についての助言、あるいは適切な会計処理についての決定を求められた会員に対する指針としてN.25を提示した。

通常、勧告書は一般原則を扱うものであって、実務上において直面する広範な個別問題を詳細に検討しようとするものではない、とした上で、個別の場合としては、ポンド平価

9) Lorensen, Leonard, *An Accounting Research Study No. 12-Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U. S. Dollars*, American Institute of Certified Public Accountants, New York, 1972.  
 10) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 8-Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, FASB, Oct. 1975.

に換算した効果の影響が公正になる概観 (fair view) を表示するように最善の取扱を受ける換算法を決定するために、この問題が特殊な状況下にある点を確認している<sup>11)</sup>。

通貨平価 (currency parities) の主要変化から区別される通常の外国為替変動

連合王国の企業は、相当数、外国貿易に携わっており、また、海外で相当な取引を行っている在外支店、在外子会社を有しているので、為替レートが変動している場合はもちろんのこと、釘付けされて固定している場合でも、通常の為替レート変動は、ある通貨を会計上の目的で他の通貨に換算 (convert) する必要がある時には何時でも、換算に際して差異を発生させる可能性がある。このような為替差益と同差損の発生は、在外活動の通常の特徴であり、一般に、平価に相当のシフトがない限り、外国の顧客、あるいは供給者との直接取引の為替差異は、その期間損益を算定するプロセスの中において取り扱われ、損益計算書の中で扱われることになる。在外支店、在外子会社の諸勘定を親会社勘定、あるいはグループ計算書の中に含めるために、他国の通貨表示額を英ポンドに換算する必要がある場合、換算のための通常の会計上の慣行は直接的で、年々、継続的に活用される<sup>12)</sup>。

しかし、為替レートが1967年11月18日、英ポンドが対米ドル・レートで、2.80ドルから2.40ドルに切下げられた時に発生したような、通常の外国為替変動の動きを逸脱した突然で重要かつ明らかに恒久的な調整を受けた場合、連合王国の企業は特別な会計上の問題に直面することになる。このような状況下

では、平価の異常な変化に起因する例外的な為替差益、あるいは為替差損が、直接貿易取引や、在外支店、在外子会社の諸勘定の双方に関して発生する可能性が多分にある。その場合、この異常な変化に関する除外損益額を算定し、計算書の中でその取扱方法をどのようにするべきであるか取り決めをする必要がある<sup>13)</sup>。

概論において、異なった通貨間の平価の変化に起因する損益額は、為替レート変動のあった日に在外資産、在外負債 (overseas assets and liabilities) を最初に、旧レートによって英ポンドに換算し、続いて新レートによって換算することによって最も直接的に算出することができる。すなわち、それ以後のすべての商品仕入額と売上額を含む、それ以後に外国通貨によって行われたすべての取引を計算した後に、その英ポンド相当額との差額が、平価のシフトに伴い発生した異常損益<sup>14)</sup>となる。在外支店、在外子会社の場合、異常損益は、実務上は、一般的に、貸借対照表日の資産額から負債額を差し引いて適用される調整手段によって算出される。こうして算出された損益は、仮に、重要な額であれば、通常の為替差損益 (これは、よく知られているように一般的には、その会計年度における期間損益の中で損益計算書の中で扱われる部分) とは区別されなければならない、別に (A) 同会計年度における損益計算に含める一般外項目としてか、あるいは (B) 「税引後利益」の後に別に示される一例外項目としてかの何れかとして開示されなければならない。後者の取扱が採用される時、それに伴い発生する課税とそのような調整が必要なものとしてな

11) Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Recommendation on Accounting Principles N. 25, *The Accounting Treatment of Major Changes in the Sterling Parity of Overseas Currencies*, ICAEW, 17th Feb., 1968, p. 87.

英ポンドが同勧告書の中では、連合王国通貨 (United Kingdom money) の意味で使用される。したがって他の通貨は、英ポンド圏 (the sterling area (the "Scheduled Territories")) の一部の法定通貨 (legal currency) である可能性があるが、これらについては総称であるが、外国通貨 (overseas currencies)、あるいは単に通貨と呼ぶことにする、としている。

12) *Ibid.*, par. 1.

この勧告書の付録は、通常用いられるところの換算の慣行に関する注記を取録している。

13) *Ibid.*, par. 2.

14) *Ibid.*, par. 14, par. 15.

された開示へのすべての影響が考慮される必要がある。企業、あるいはグループが海外に多大の利害関係をもち、在外資産や在外負債の英ポンド相当額での変動がくり返し起こる性格 (recurrent feature) のものである場合、それに含まれる額が特別に大きなものでない限りは、上記の (A) の取扱が望ましい。その他の例においては、(B) の取扱が望ましいかも知れない。(B) の取扱の代わりとして異常損益を、それらが収益の本質 (revenue nature) 以外の例えば、新レートでの貨幣性固定資産 (currency fixed assets) を再表示 (restatement) した結果発生するものとして考えられる限りは、仮に、真実かつ公正なる概観を支持するものとなるのであるならば、準備金への、あるいは準備金からの直接振替 (direct transfer) で処理することになる<sup>15)</sup>。

勧告書は、為替平価 (exchange parities) における主要な変化に起因する異常損益の帰属 (identification) 問題とその取扱方法に分けて論述している。

第一に、連合王国の企業で在外支店、在外子会社を伴わない在外取引の場合のその帰属と取扱についての部分と、第二に、在外支店と在外子会社の財務諸表中の現地通貨表示額を英ポンドへ換算する場合のその帰属と取扱についてである<sup>16)</sup>。

連合王国の企業で在外支店と在外子会社を伴わない在外取引

在外支店と在外子会社に帰属する以外の在外資産と同負債を有する会社にとって、通貨平価の主要な変更は通貨レートの変化があった日に影響を受けた在外資産、在外負債について英ポンドでの為替差損益を生じさせる<sup>17)</sup>。

こうした状況における一般規則は、その平価が変更された日の在外資産、在外負債、すなわち流動資産と流動負債および固定資産と固定負債の双方が、その新しい為替レートで英ポンドに換算されなければならない、その結果として発生する異常為替差損益が重要であるならば、その為替平価の変更の影響の適正な実態を示すように財務諸表の中に示されなければならない<sup>18)</sup>。

平価の変更に起因し、通常取引の性質をもつ在外資産、在外負債に関係する為替上の異常為替差損益は、通常、損益計算書の中で取り扱われ、仮に、それが重要であれば例外項目 (exceptional item) として別に開示される。この場合、その結果として生起する税への負債に与える如何なる影響も正当なる勘定によって考慮されなければならない<sup>19)</sup>。

その差損益のすべての部分が、それが関係する項目が貸借対照表の中で報告されている額に達するまで、適切に処理される可能性の範囲において、この一般原則に対する例外が存在するかもしれない。例えば、貸借対照表日の期末在庫に起因する為替上の異常為替差損の一部が、コストの増加として取り扱われ得る。これは英ポンド建てで観た純実現可能価額 (net realizable value) が、こうして算出されたコストの超過分の中にあると判断されるという条件が満たされる場合である。すなわち、この取扱は仮に、この手持商品の英ポンド建てで観た販売価格が、平価の変更を相殺するために引き上げられているならば、好ましいことである<sup>20)</sup>。

同様に、当該日における (at the relevant date) 海外からの固定資産の購入のための負債残高に起因する異常損益は通常、当該資産

15) *Ibid.*, par. 3.

計算書中での例外項目の取扱に関する勧告については、勧告 18 の貸借対照表と損益計算書の第 43 節から第 45 節、および第 11 節と第 12 節を参照。

16) *Ibid.*, par. 4.

17) *Ibid.*, par. 5.

18) *Ibid.*, par. 6.

19) *Ibid.*, par. 7.

20) *Ibid.*, par. 8.

勘定の英ポンド建てで観たコストの調整により取り扱われる<sup>21)</sup>。

在外顧客・供給者を含む長期契約の中、貸借対照表上の勘定は、変化した為替平価の観点から再考を求めている。すなわち、そこから発生すると将来見込まれる如何なる損失にも正常な方法で対応準備できるように再考を求めている<sup>22)</sup>。

長期ローンの貸与、あるいは受け入れに関するような本質上、収益として見なされないような異常損益は、損益勘定の中で示されるか、あるいは上述の第3節中に述べられているように、真実かつ公正なる概観により近づけるための方法とするために、準備金への直接振替、あるいは、準備金からの振替によって扱われることになる。収益としての性質以外の差損、差益の双方がある場合には、それらはまず最初に相殺される<sup>23)</sup>。

在外支社、在外子会社と連合王国の会社

連合王国の会社（本国の会社）の在外支店、在外子会社の諸勘定を英ポンドに換算する目的は、財政状態と経営成績を公正に表わす英ポンド相当額で、在外支社、在外子会社の勘定が本国親会社の諸勘定、あるいはグループ勘定へと組み入れることを可能とするためである。通常、このような目的で他の通貨を換算する方法には、本報告の付録に概略が示されているように、主に2つある。期末日レート法（closing rate method）と取得日レート法（historic rate method）である<sup>24)</sup>。

会計年度に主要な為替平価の見直しがあった場合には、在外支店や在外子会社の諸勘定が為替上の異常差異を引き起こすかどうかを確定する必要がある。理論的には、上述のように平価変更に伴う損益は、在外支店、在外子会社の勘定をそのレートが変更された日に、

旧レートと新レートで英ポンドに換算し、その差を測定することにより直接、算出することができる<sup>25)</sup>。

実務上は、平価の変更に起因する異常損益は、通常、期首貸借対照表の純資産、あるいは期末貸借対照表の純資産の調整（adjustment of net assets in the opening or closing balance sheets）によって計算される。例えば、その為替平価の変更直前の貸借対照表日における純資産を採り、その変更のあった日までの期中に得られた利益と被った損失を照合することにより調整をすることによってである。すなわち、為替の新旧レートで換算され得られた結果の額の差が、異常損益である。これは、レート変更の日に純資産を換算するのと同じ結果に至る。換算法としての取得日レート法は、減価償却を損益として記帳する前に換算するために、当該年度の平均為替レートをを用いるため、平価の如何なる変更による影響をも自動的に勘定に入れてしまうことになる。しかし、期末日レート法は、その影響を自動的に勘定に入れてしまうことにはならないため、この場合には、為替上の異常な差額を確定するために、損益を、平価を変更した日で分け、その変更日までの成績は旧レートによって換算し、その日以降のものについては、期末日レートによって換算するのが通常は適当である。この計算を行うのには、成績の配分は可能な限り現実の基準に基づいて配賦され、取引における季節的な変動、あるいはその他の変動を考慮できるようになされなければならない。売上高についても同様に配賦し、そして換算され、取引と結果の概観を誤認させないようにしなければならない<sup>26)</sup>。

期末日レート法の下では、貸借対照表日の資産と負債は、その日に支配的であった為替

21) *Ibid.*, par. 9.

22) *Ibid.*, par. 10.

23) *Ibid.*, par. 11.

24) *Ibid.*, par. 12.

25) *Ibid.*, par. 13.

26) *Ibid.*, par. 14.

レートによって換算され、したがって平価の主要な変更に伴う資産と負債への影響は自動的に認識される。しかしながら、取得日レート法の下では、固定資産と長期ローン、それに長期負債は通常、その元の英ポンド相当額表示で公表される。平価の必要な変更は、こうした額に問題を提起する。固定資産の減価償却と長期負債の払戻金 (repayment) に対する適正な引当金 (provision) を設定するということを留意するならば、平価変更が固定資産と長期ローンの英ポンド相当額の調整の意味するところを認識しないということは非現実的であろう。こうした状況の中では、為替を貸借対照表日レート (balance sheet rate of exchange) との照合によって調整を行うか、固定資産の評価を行うのか、その何れかが望ましいであろう。仮に、取得日レート法の換算に従うならば、後の方の額を将来の換算のために元の英ポンド相当額の代わりに使われ続けることになる。どちらが換算の基準に使われようとも、外国通貨表示の原価で現われる固定資産は、英ポンドへの換算の後で、そう説明され続けることができるかもしれない。これは、1967年会社法のスケジュール2の第11節(a)によって規定されているように、外国通貨の英ポンドへの換算基準の開示によってその状態が十分に明らかにされるであろうからである。この関連において、固定資産として所持されている土地の市場価値がその会計年度の期末日に帳簿価格から問題となり得るくらいに異なっている場合には、1967年会社法のセクション16は、会社役員に彼らの報告書の中で、その差額が役員の注意を引くべき程に著しいことを彼らの意見の中で、正確に示すことを求めている<sup>27)</sup>。

期末の諸勘定が完全なるものとなる前ではあるが、期末後の通貨平価に主要な変更のあった場合の影響

勧告書17の第16節(a)の中で定められている一般規則は、貸借対照表日以降の事象は、貸借対照表日に存在する諸条件の中で、その日に不確実性の下にある全項目に適正なる額に対応させて意見表明するにあたり、それが補助するのではない限り、取り扱われてはならない。為替レートが貸借対照表日以降、変更された場合、その変更はその貸借対照表日の為替レートが現実的ではなく、影響を受けた額が問題とならない限り、通常は無視される。しかしながら、その諸勘定から適切に除外された平価の変更の意味するところは、何かその他の媒体を通じて経営者によって開示される必要がある程、重要である可能性がある<sup>28)</sup>。

グループ計算書が、必要な通貨再評価の後の日に作成されつつあるが、その計算書がその通貨再評価前の日までのすべての在外子会社の勘定を含んでいる場合、そのグループの貸借対照表日における状態を可能な限り公正に見積ることを目的としている事実を考えると、こうした在外子会社の諸勘定に対して、その通貨再評価後の為替レートを適用することは適切なことである<sup>29)</sup>。

#### 勧告

- (a) 通貨平価における主要な恒常的変更に起因する異常損益は、通常、その変更が発生した会計年度の勘定の中に算入されなければならない。
- (b) 通貨平価における主要な恒常的変更に起因する異常損益は、それ以後の関連する全ての取引の勘定を考慮に入れた後のそのレートが変わった日の在外資産から在外負債を差し引いた額を為替の旧レートと新レートで換算された、英ポンド相当額の差

27) *Ibid.*, par. 15.

28) *Ibid.*, par. 16.

29) *Ibid.*, par. 17.

額である。取得日レート法による換算を行う場合、固定資産の英ポンド相当額が平価変更を認識するために調整されるべきかどうかを考慮されなければならない。レートが変わった日以前の在外支店、在外子会社の損益は、その期間に適用可能な為替レートによって換算されるべきであり、その変更後の期間損益は改訂されたレートによって換算されなければならない。期末日レート法を行う場合、そのレートが変わる前の期に送金された利益は、実際に英ポンドに変えられた実現額によって換算されなければならない<sup>30)</sup>。

(c) そして計算された損益は、仮に、問題になるとすれば、通常の為替差損益とは区別され、異常項目として開示されなければならない。これは次のように別に示される。

(i) その期間損益の計算の中に入る項目として、あるいは、

(ii) 税引後利益の下で、税に関して示される額への影響が考慮されなければならない、それが適切な場合、適時性を有するあらゆる課税、あるいは減税を分けて調整するものとして示されなければならない。

(iii) その損益が、収益的本質のものでないと見なされる限りにおいては、それは、仮に、真実かつ公正なる概観を提示することを助けるものであるなら、準備金(reserve)への、あるいは準備金からの直接、振替をすることが許されるべきである<sup>31)</sup>。

(d) 1967年会社法へのスケジュール2の第11節(9)に従うためには、影響を受けた資産、あるいは負債の額が重要となる場合には、外国通貨が英ポンドへの換算された基準が開示されなければならない。本社、あるいはグループ計算書の中に真実かつ公正なる概観を示すことが重要となる場合に

は、在外支店、あるいは在外子会社の経営成績を英ポンドへの換算基準も開示される必要がある。

(e) 平価の貸借対照表日後の如何なる変化の影響をも、平価の変更以前の日に作成された在外子会社の計算書がそのレート変更後の日に作成されるグループ計算書の中に入れられる必要があるという場合を除いて、通常、計算書の中で取り扱われてはならない<sup>32)</sup>。

## 付録

連合王国の企業の財務報告書作成目的で在外支店、在外子会社の計算書を英ポンドに換算する上での注意

為替業務(exchange operations)に含まれる根本的な不確実性は、在外支店、在外子会社の計算書を英ポンドに換算するための厳格で確定した規則の制定を不可能としており、特殊な状況を考慮してその利点に基づいて各々の例が判断される必要がある点が強調されることになる<sup>33)</sup>。

しかし、為替平価の異常変更がない場合、主に2つの方法が通常、連合王国の企業の財務諸表の目的として在外支店、在外子会社の計算書を英ポンドに換算するために採用される。便宜上、その2つの方法をここでは時折、貸借対照表日法とも呼ばれる期末日レート法と取得日レート法と命名されている。両換算法とも次に概説するが、実務上しばしば見受けられるさまざまな場合について詳細に検討しようとするものではない<sup>34)</sup>。

## 期末日レート法

期末日レート法の下では、在外支店、在外子会社の計算書の中の全項目を次の項目との関連で特殊な配慮の下で、貸借対照表日に支

30) *Ibid.*, par. 3, par. 6, par. 8, par. 9, par. 14, par. 15.

31) 勧告書18, 貸借対照表と損益計算書の提示, 第43節から第45節, そして第11節と第12節参照.

32) *Ibid.*, par. 18.

33) *Ibid.*, par. 19.

34) *Ibid.*, par. 20.

配的であった為替レートによって換算する<sup>35)</sup>。

現地で入手された在庫額は期末日レートによって公表されるが、英ポンドのファンド（手持金）によって購入された在庫、あるいはそのグループ内のその他の在外支店、あるいは在外子会社から船荷された分の在庫金額は、そのグループ内移転に起因する利益を相殺消去した後で、実際の英ポンドでのコストで示されるか、またはその外国通貨の英ポンド相当額で示される。在庫を実現可能価額まで減価させるための通常の規則を、これがコストを下回るのであれば適用する<sup>36)</sup>。

当該会計年度の損益は、その会計年度間の送金部分を除いて、貸借対照表日の為替レートをもって換算される。送金部分は、実効レート（actual rate）によって換算される<sup>37)</sup>。

#### 取得日レート法

在外支店、在外子会社を本国親会社の従属物（adjuncts）として見做し、会計上の見地から、計算書を換算する取得日レート法は、その経済活動を英ポンド建により測定するものとする通常の場合下では、英ポンドは、外国通貨が変動する一方で、一定に留まっているものと見做される<sup>38)</sup>。

固定資産とその他の非流動資産は、それらが取得された、あるいは建設された時点において支配的であった為替レートによって換算されるか、実際の英ポンドのコストによって示される<sup>39)</sup>。

固定資産の減価償却は、当該資産が取得された時のレート、あるいはその時に用いられ

た複数レートによって換算される<sup>40)</sup>。

現金、受取勘定とその他の在庫を除く流動資産は、貸借対照表日に支配的である為替レート、期末日レートによって換算される<sup>41)</sup>。

在庫は、それが取得、あるいは生産された時に支配的なレートによって換算されるか、あるいは、仮に、英ポンドによるファンドで購入されたならば、実際の英ポンドによるコストで処理される。この処理は、取引日レートの原則とは整合的ではあるが、実務的には取得日レートが用いられる場合でさえ、その他の資産に対して用いられる期末日レートによって在庫を換算するのが都合がよい（expedient）場合をしばしば確認する場合がある。在庫コストの全部が回収できないか否やについて決定するための通常の手続が適用される<sup>42)</sup>。

流動負債は、期末日レートによって換算される<sup>43)</sup>。

長期負債と外国通貨表示の株式資本は、負債が発生した時、あるいは株式が発行された時に支配的なレートによって換算されるか、あるいは実際の英ポンドのコストによって示される<sup>44)</sup>。

損益勘定、減価償却は、注記されたように、当該固定資産が取得された時に支配的である為替レートによって換算される。したがって、減価償却は通貨への換算前のレビューの中で、当該会計年度の損益に反映されることになる。そして、当該期間の平均レートによって換算される。すなわち、その期間を通じて均一した損益が発生していない場合には、加重平均レートが適用される<sup>45)</sup>。

35) *Ibid.*, par. 21.

36) *Ibid.*, par. 22.

37) *Ibid.*, par. 23.

38) *Ibid.*, par. 24.

39) *Ibid.*, par. 25.

40) *Ibid.*, par. 26.

41) *Ibid.*, par. 27.

42) *Ibid.*, par. 28.

43) *Ibid.*, par. 29.

44) *Ibid.*, par. 30.

45) *Ibid.*, par. 31.

## 期末日レート法と取得日レート法の比較

通常の場合においては、期末日レート法と取得日レート法の双方が広く用いられ、実務上、等しく受け入れられている。取得日レート法の方が、より伝統的な換算法である。取得日レート法は、安定した本国通貨が不変であるとの見地から海外の経営活動を認識・測定するものであり、連合王国からその大半が出資され、ストックされた在外支店、在外子会社という状況の中で進化してきた。期末日レート法は、1968年当時、次第に採用されるようになってきた換算法であり、在外支店、在外子会社を本国親会社から離れて存在する計画策定能力をもった経済活動単位(viable units)として認定し、決して、必然的に資金調達やストックの面で親会社に依存してはいることを前提として認めている換算法である。期末日レート法は、海外の経営活動を經常の現実的な英ポンド額(current and realistic sterling amounts)によって表示し、取得日レート法に対して運用の簡便性から実務上の優位性をもつ。しかし、選択されるべき換算法は、個々の場合の事実に照合して判断されるべき問題である。例えば、取得日レート法は、外国通貨が英ポンドとの関係で不安定である過去をもち、しかも固定資産をその元々の英ポンド相当額を基準に公表し続けることが適切であると判断される状況である場合には、時として一層、望ましいものである<sup>46)</sup>。

## 3 N.25 から SSAP#20 へ

N.25以降、英国において外貨換算会計処理基準の変化は1974年まで際立ったものは認められない。つまり、1974年4月にASCが、基準書第6号「異常損益項目および過年度修正」<sup>47)</sup>において、外貨換算会計基準が必要となってきた点を強調し、同会計領域に再検討の必要がある点を次のように強調していることから明らかである<sup>48)</sup>。

「外国為替レートが絶えず変動する時点において、外貨換算会計処理、異常損益項目についての識別には、多くの問題が生じてきている。当該問題について、現在、独立した会計基準設定準備に入ってはいるが、当面、会計基準書第2号『会計方針の開示』に準拠して採択された会計方針を開示し、その会計方針を採択した理由を説明するべきである。」

これを受け、当該テーマについての会計基準が設定されるまで、暫定的ガイドラインを指し示すために英国外貨換算会計基準の代替規定として1975年9月、公開草案第16号(E16)「異常損益項目および過年度修正の会計基準に対する補足」<sup>49)</sup>を公表した。E16は、外貨建借入金を期末日レート換算することを求める以外は、特別な換算法を全く指示していない<sup>50)</sup>。ただ、E16は、為替換算差額の処理に注目して公開されたものであり、次の3つの場合を除いて、損益計算書において經常損益として計上するよう提唱している<sup>51)</sup>。

(A) 為替換算差額が異常損益項目から発生した場合、当該換算差額も異常損益項目として処理する。

46) *Ibid.*, par. 32.

47) Accounting Standards Committee, Statements of Standard Accounting Practice #6, *Extraordinary items and prior year adjustments*, April 1974.

48) *Ibid.*, par. 6.

49) Accounting Standards Committee, Exposure Draft #16, *Supplement to extraordinary items and prior year adjustments*, Sep. 1975.

50) *Ibid.*, par. 17.

51) *Ibid.*, paras. 15-16.

- (B) 為替換算差額が固定資産の換算から発生した場合、固定資産の再評価と同一処理をすることを求め、直接、積立金を増減する。
- (C) 外貨建借入金を換算することによって生じた為替換算差損は、(B)により積み立てられた積立金と振り替えられた為替換算差益と相殺消去することができる。

E16は、ASCが認めているように<sup>52)</sup>、暫定的な性格の草案であり、これに基づいて外貨換算会計基準を形成する予定はなかったように考えられる。

外貨換算に関連する基準案が最初に公表されたのは、1977年9月の公開草案第21号(E21)「外貨換算会計」<sup>53)</sup>である。同公開草案においては、期末日レート法とテンポラル法の2種類の換算法に限って選択適用を認めている<sup>54)</sup>。

E21は、期末日レート法を適用する場合、E16において指示していたのと同一方法で為替換算差額を処理することになる。ただし、E16では、上述の例外を除いて、原則として為替換算差額は損益計算書の経常損益の部に計上することとしていたが、E21では、これを異常損益項目に準じた項目、準異常損益項目(quasi—extraordinary item)として経常利益の次に独立科目として明記することを求めている<sup>55)</sup>。また、テンポラル法を適用する場合には、異常損益項目から生ずるものを除外し、為替換算差額は全て、経常損益の計算に含めることを求めている<sup>56)</sup>。

その後、ASCは1980年10月の公開草案第27号(E27)「外貨換算会計」<sup>57)</sup>によって、E21に対する次の4つの批判を寄せた<sup>58)</sup>。

- (1) 英国では、期末日レート法が実務慣行として幅広く使われていることからテンポラル法選択適用を認める必要はない。
- (2) 個別企業における為替差額の処理と連結から発生する為替換算差額の処理の区別が不明確である。
- (3) 流動資産と固定資産において、為替差額の会計処理を異にすることは合理的ではない。
- (4) 為替差額を準異常損益項目とすることも、この準異常損益項目を経常損益に含めることも好ましくない。

これまでE16、E21その何れも、期末日レート法の他にテンポラル法を認めたが、それはテンポラル法が1975年当時、FASBのSFAS#8を通じて米国で換算会計実務として唯一、承認されていた換算法であり、米国の証券取引所に上場している英国企業もテンポラル法を適用せざるを得なかったからである<sup>59)</sup>。1975年10月のSFAS#8公表によりFASBによる外貨建取引の換算および外貨表示財務諸表換算に、テンポラル法適用が決められていたからに他ならない。

テンポラル法の基本的思考は、外国会社の財務諸表を換算するに際して、取得原価主義を一貫して適用したものであり、そのこと自体は合理的なものであったが、外貨建金銭債権債務については通常、貸方残高となる機会が多かったことから、例えば本国通貨が弱くなり、本当ならば同一額の外貨建利益を計上しても、本国通貨による換算利益が増加するものと常識的には考えられる場合にも、外貨建純債務の換算額の増加によって損失が発生してしまうことになる<sup>60)</sup>との実務界か

52) *Ibid.*, par. 5.

53) ASC, Exposure Draft #21, *Accounting for foreign currency translations*, Sept. 1977.

54) *Ibid.*, par. 30.

55) *Ibid.*, paras. 32-34.

56) *Ibid.*, par. 35.

57) ASC, ED27, *Accounting for foreign currency translations*, Oct. 1980.

58) ASC, Exposure Draft #27, *Accounting for foreign currency translations*, Oct. 1980, par. 92.

59) P. Wallace and B. D. G. Ogle, *Foreign Currency Translation (Accountants Digest No. 150.)*, 1983, p. 204.

60) M. Davies, R. Paterson and A. Wilson, *UK GAAP—Generally Accepted Accounting Practice in the United Kingdom*, 1989, p. 653.

らのこの換算法に対する不満を受け、これがSFAS#8再検討のきっかけとなった。こうした諸般の事情により、外貨換算会計の各国基準の調整が求められ、ASC、FASB、カナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Chartered Accountants: CICA）、IASCが共同研究することとなった。ASCは、こうした情勢の下、1980年10月にE27を公開した。

E27は、期末日レート・純投資額法（closing rate/net investment method）に基づいて為替変動が企業のキャッシュ・フローに与える影響を換算に反映させ、これを認識することを提唱した。換言すれば、換算差額の内、企業の直接に行った外貨建取引に起因する差額はキャッシュ・フローを伴うが、この時発生する換算差額は損益計算に算入するというものである。これに対して在外子会社への投資を再換算する場合に発生する為替差額は、キャッシュ・フローを伴わないことから、積立金の増減として処理するというものである。

E27は多数の支持を受け、その後のSSAP#20の基礎となるが、公式基準SSAP#20が公にされるのは1983年4月のことである。これはE27公表後、1981年会社法が制定され、この法の中で為替換算差額の会計処理上の若干の規定が盛り込まれていたため、この両者を調整する必要があった<sup>61)</sup>からであろうと考えられる。

SSAP#20は換算目的を次のように規定している<sup>62)</sup>。

「外貨建取引、外貨表示財務諸表を換算する場合、為替レート変動が企業のキャッシュ・フローや持分に及ぼす影響を正しく反映するようにしなければならない。また、その換算後の財務諸表が経営活動の成果について真実かつ公正なる概観（true and fair view）を示すようにしなければならない。連結財務諸表の

場合、換算前の外貨表示財務諸表において決定されていた財務上の結果と諸関係を反映するものにしなければならない。」

そこで次に、外貨建取引の換算処理SSAP#20における連結財務諸表の作成に関する処理、および実現為替差損益について検討する。

### 3-1 外貨建取引の換算処理基準

SSAP#20は外貨建取引の換算処理の原則として、次に示す4つの処理基準を提示している<sup>63)</sup>。

- (A) 取引が契約に基づく約定レート（contracted rate）によって決済される場合、および先物為替予約が付されている場合を除いて、外貨建取引から発生する資産、負債、収益、費用は、取引日レートによって現地通貨に換算する。
- (B) 外貨建株式投資のための資金源として、またはその投資の為替リスク回避を目的として外貨建借入金を使う場合を除いて、非貨幣性資産を外貨によって取得し、これを(A)にしたがって換算し、記録したからには、これ以降、再換算は行わない。
- (C) 契約による約定レートが存在する場合、先物為替予約が付されている場合を除いて、外貨建貨幣性資産および外貨建貨幣性負債は、期末日レートによって換算する。
- (D) 期中に決済された取引、および未決済短期貨幣項目から発生する為替換算差損益は当期経常損益の一部として、異常損益項目を発生原因とする場合を除いて、報告する。

61) M. Davies, R. Paterson and A. Wilson, *op. cit.*, p. 654. P. Wallace and B. D. G. Ogle, *op. cit.*, p. 204.

62) ASC, SSAP#20, par. 2, 1983.

63) *Ibid.*, paras. 46-50.

また、例外的、代替的処理方法として次の規定を設けている<sup>64)</sup>。

(E) 取引発生時の処理方法としては、(A)を原則とするが、為替レート変動が著しくない場合には、その近似値として期中平均レートを選択適用することも容認される。また、取引が先物為替予約によりカバーされている場合には、その先物為替予約レートによって換算することも容認される。ただし、取引が契約に基づく約定レートによって決済されることになっている場合、その契約レートによることはいうまでもない。

(F) 外貨建非貨幣性資産の処理としては、(B)を原則とするが、企業が外貨建株式投資のための財源として、またはその投資の為替リスクを回避するために外貨建借入金を使う場合、一定の条件の下で、期末日レートによって換算することが容認されている。この方法による投資処理をした結果、為替差額が発生した場合、これを積立金に振替処理する。ただし、外貨建借入金にかかる為替差損益も積立金の増減項目として認め、この為替差額と相殺する。

(G) 期末時における外貨建貨幣性資産および外貨建貨幣性負債は、(C)を原則とするが、契約により一定の換算レートが既に決まっている場合にはこのレートを用いる必要があり、取引に先物為替予約契約が付されている場合には当該レートを用いることができる。

(H) 為替差損益は、次の場合に発生する<sup>65)</sup>。

(1) 取引がその取引を最初に記帳した時の換算レートまたは前期末に換算した時の換算レート、これと異なる換算レートによって決済される場合

(2) 期末日レートとそれ以前の適用換算レートが異なる場合で、未決済外貨建取引

が存在する場合

SSAP#20は、為替差損益は原則として当期経常損益の一部として報告するよう勧告しているが、このように処理をする理由として次の点を掲げている<sup>66)</sup>。

個別企業の観点から、決済済み取引から生じた為替差損益は、既にキャッシュ・フローの中に反映されているはずである。それは為替レート変動が存在すれば、現金決済に際し、受け払いする現地通貨額の増減となって現れるからであり、また、同じ理由から未決済短期貨幣項目から発生する為替差損益も直ちにキャッシュ・フローに反映されているはずである点に異論はない。このことから、キャッシュ・フローへの影響を考えると、通常、このような未決済取引、短期貨幣項目から発生する為替差損益は当期損益の一部として計上することが適当であり、当該為替差損益は経常損益として報告すべきである。ただし、この為替差損益が異常損益項目を編成する事象から生ずる場合、この為替差損益も異常損益項目として取り扱うことにしている<sup>67)</sup>。原則としてSSAP#20は、長期貨幣項目も期末日レート換算を施すべきであると提唱しており、これは為替差損益も発生主義にしたがって当期損益の一部として報告するべきである点を指摘していることになる。SSAP#20は、その理由として次のような記述をしている<sup>68)</sup>。

長期貨幣項目と関わって現金移動が生じた場合、初めて為替差損益を計上するという単純処理方法を採用することは、発生主義と相矛盾することになる。期末時点で、未決済取引に関わる為替差益を算定し計上することは、同差損を算定し計上することと同程度、客観

64) *Ibid.*, paras. 46-51.

65) *Ibid.*, par. 7.

66) *Ibid.*, par. 8.

67) *Ibid.*

68) *Ibid.*, par. 10.

的な事象である。したがって、一方で同差損については計上するが、他方で同差益については繰延計上するという論理は、為替の好ましい（調整）変動であっても、これを事実上、否定することになることから論理的な処理とはいえない。さらに、この企業の今年度業績を公正に測定することを妨げることにもなる。殊に、為替差益と同差損を同様に処理することは、通貨量の増減と利子率の間の何等かの相互作用の存在を認識するものであり、また通貨に関わる真の結果をより正確に損益計算書に表示する方法でもある。

### 3-2 連結財務諸表の作成基準

投資会社の財務諸表に関連会社や海外支店等の在外活動単位の経営成績を合算することを含めて連結のために外貨表示財務諸表を換算する場合、換算する前の外貨表示財務諸表に表示されていた投資会社と在外活動単位との間の財務上のその他の営業活動の諸関係を反映させなければならない<sup>69)</sup>。この目的達成のために、SSAP#20は、外貨表示財務諸表換算に際して、原則として期末日レート・純投資額法を採用することを規定している<sup>70)</sup>。同換算法は、在外活動単位に対する投資を当該活動単位の個別の資産、負債への直接投資として捉えるのではなく、活動単位の正味資産への投資として処理するものである<sup>71)</sup>。貸借対照表換算の場合、期末日レートによって投資会社の報告通貨に換算する。この為替レートが前期末為替レートと異なる場合、必然的に為替差額が発生する<sup>72)</sup>。また、損益計算書換算の場合、2種類の換算法が存在する。

(1) 換算前に外貨表示財務諸表において測

定された財務上の結果、諸関係を忠実に反映させるために期末日レート換算を施す換算法

(2) 企業集団に発生した損益、キャッシュ・フローをより公正に反映させるために期中平均レート換算を施す換算法

この両者にはそれぞれ根拠があることから、SSAP#20は継続適用を条件に、両者間において選択適用を承認している<sup>73)</sup>。期末日レートをを用いた場合と期中平均レートをを用いた場合とでは、換算結果において両レートに差異があれば必然的に差異を生じることになるが、この差異は積立金勘定項目の増減として把握される<sup>74)</sup>。

在外活動単位への期首純投資額を期末日レートによって再換算すると、為替差額が発生することになるが、仮に、この差額を損益計算書に計上することになると外貨表示財務諸表で開示される営業成績を歪めることになることから、SSAP#20は、「この為替差額は、在外活動単位の経営成績、財務活動とは全く無関係の多数の要因が原因となって生じる可能性がある」点を理由の1つに掲げている<sup>75)</sup>。SSAP#20は、同差額の性格と会計処理を「実際の、または予想キャッシュ・フロー変化を明示するものでも、それを測定するものでも有り得ない」<sup>76)</sup>ことから、「差額を利益とか損失とかという点から捉えることは適当ではなく、積立金の増減項目として処理をするべきである」<sup>77)</sup>として明確にしている。

期末日レート・純投資額法は、投資会社自体が直接、海外取引を行うとする本国主義の立場よりむしろ、こうした会社とは別の経済活動単位として認定できる現地主義の立場に

69) *Ibid.*, paras. 2, 13.

70) *Ibid.*, par. 52.

71) *Ibid.*, par. 15.

72) *Ibid.*, par. 16.

73) *Ibid.*, par. 17.

74) *Ibid.*, paras. 18, 54.

75) *Ibid.*, par. 19.

76) *Ibid.*

77) *Ibid.*, par. 19.

適しているといえる。しかし、在外活動単位の業務は投資会社の業務とは極めて密接に結びついており、その結果、在外活動単位の経営成績が現地通貨の経済環境よりも、投資会社所在国の通貨環境に大きく依存している場合もある。SSAP#20はこのような場合、在外活動単位の財務諸表は、当該活動単位の取引の全てが投資会社自身によって投資会社所在国通貨によって行われたものとして、テンポラル法を採用するよう求めている<sup>78)</sup>。SSAP#20は、テンポラル法を適当とする場合として3例を示している<sup>79)</sup>。

- (1) 商品、製品を投資会社から受け取り、販売代金を投資会社へ送金する場合、すなわち在外活動単位が販売代理店となっている場合
- (2) 原材料、部品を製造し、これを製品に組み込むために投資会社へこれらを供給している場合
- (3) 企業集団内の他の会社のために資金調達手段として、税金や為替リスク管理などの理由から海外に所在する場合

在外活動単位、すなわち海外支店を通じて海外事業を展開している場合、その事業の性質を勘案して会計処理を施す必要がある。SSAP#20は、これまでに示した判断基準を海外支店にも適用し、海外支店が現地通貨による資金を用いて本店とは独立して運営される場合、期末日レート・純投資額法を適用して海外支店が企業の営業の延長線上のものとして営まれ、そのキャッシュ・フローが企業のそれに直接、変化をもたらすならば、テンポラル法適用することを規定している<sup>80)</sup>。

### 3-3 実現為替差損益と未実現為替差損益の処理

E27は、外貨建取引から生じた為替差損益については決済の有無に関わらず、全て損益計算書にその旨計上するように規定していたが、同草案の翌年、1981年の会社法改正により新規定<sup>81)</sup>が挿入され、E27の合法性が問題視されることとなった。新規定は、いかなる項目の金額も慎重性の原則 (prudent basis) に基づいて決定しなければならない、殊に、決算日時点の実現利益のみを損益計算書に計上する旨の規定が設けられた<sup>82)</sup>。これを受け、ASCは、未実現為替差損益の範囲を明確にする点が緊急に求められ、これに対処する会計処理の決定が急がれた。

会社法上、実現損益とは、「財務諸表作成時点における実現利益を計算する会計目的上、一般に認められている諸原則に基づいて財務諸表を作成すれば実現利益として取り扱われることになる会社利益」と規定されている。利益の実現、あるいは未実現について取り扱った会計基準書はSSAP#2「会計方針の開示 (Disclosure of accounting policies)」だけであり、同基準書の慎重性 (prudence) の概念を説明する中で「収益および利益は予測によって計上してはならないし、現金あるいは現金への最終的な転換が合理性をもって確実性によって保証できるその他の資産を受け入れることにより実現できた場合に限り、損益計算書へ計上する」<sup>83)</sup>と規定しているのみでその他に一切、詳細については規定していない。このようにして同基準書のこの部分がGAAPを明言しているカ所であると解されることが妥当であると考えられるようになった<sup>84)</sup>。

SSAP#20は、為替差益を次のように2種に分類している<sup>85)</sup>。

78) *Ibid.*, paras. 22, 25.

79) *Ibid.*, par. 24.

80) *Ibid.*, par. 25.

81) *Companies Act* 1981.

82) *Ibid.*, par. 12.

83) ASC, SSAP#2, *Disclosure of accounting policies*, par. 14(d).

84) P. Wallace and B. D. G. Ogle., *op. cit.*, p. 233.

85) ASC, SSAP#20, *op. cit.*, paras. 49-50.

(A) 期中に決済済み取引から発生したもの
(B) 未決済取引から発生したもの
(B-1) 短期貨幣項目から発生したもの
(B-2) 長期貨幣項目から発生したもの

(A) の場合、為替差益は現金によって実現されていることから、会社法上、当期損益計算書に計上可能である。

(B-1) の場合、為替差益は現金によって実現されているとは限らない。しかし、短期貨幣項目から発生した為替差益は、現金への最終的転換が合理的であり、確実性をもって保証できることから、SSAP#2 の慎重性概念から勘案すると既に実現しているものと解することができる<sup>86)</sup>。通常、期末日レートは短期金銭債権債務に関して最善の見積額であることから、これによって測定した為替差益は十分に客観的数値と見なし得る。

(B-2) の長期貨幣項目から発生した為替差益の場合、期末日現在の未実現である事実には変わりはない。ASC は長期貨幣項目にかかる為替差益が実現していないことを知った上で、前述のように (a) 発生主義の適用、(b) 為替差益と為替差損の処理における一貫性を理由に、これを損益計算書において当期損益の一部として報告をすることとした<sup>87)</sup>。ただし、この通貨の交換可能性や市場性に問題がある場合<sup>88)</sup> には、慎重な処理をすることが求められている<sup>89)</sup>。こうして会社法の慎重性の原則と会計基準との間に対立が生じることになる。

英国においては、会社法と会計基準の間で、会社法が要求するものを会計基準が禁止したり、会社法が禁止しているものを会計基準が

要求したり、容認したりするような対立、矛盾がある場合、会計基準が会社法に違反していることを認めた上で、真実かつ公正なる概観という会社法の最優先原則を盾に、会社法からの離脱を正当化することが行われてきた。しかし、長期貨幣項目にかかる為替差益を当期損益として計上する会計処理は会社法の認めている継続企業の原則、継続性、慎重性、発生主義、総額主義といった会計原則の1つと対立するものであり、会社法の根本規定と相対立するというものではない。会社法の導入した会計原則と ASC が新たに設定した個別的、具体的会計処理基準との間に不一致が生じたに過ぎない。会社法上、この5つの会計原則からの離脱規定を設定しており、取締役がこの会計原則から離脱する特別の事由があると認める場合、この離脱を認めている<sup>90)</sup>。ASC は、長期貨幣項目に関わる未実現為替差益を計上する処理については、「真実かつ公正なる概観の原則」によって会社法からの離脱を正当化する手順ではなく、特殊な理由によって、会社法上の会計原則から離脱すると解することとした<sup>91)</sup>。為替差益と為替差損を一貫した会計処理により「通貨に関わる真実の結果をより正確に損益計算書に表示する」<sup>92)</sup> ことになるとしている<sup>93)</sup>。

## むすび

1891年のプラム論文<sup>94)</sup>以来、英国外貨換算会計は、変動・非変動法、流動・非流動法を1968年当時まで換算法として採択してきた。N.25以降の状況法採択からSSAP#20まで、英国型状況法は、米国型状況法へと変化し、そして国際会計基準への統一化のために

86) P. Wallace and B. D. G. Ogle, *op. cit.*

87) ASC, *op. cit.*, par. 10.

88) M. Davies, R. Paterson and A. Wilson, *op. cit.*, pp. 683-684.

89) ASC, SSAP#20, *op. cit.*, par. 11.

90) *Companies Act* 1981, 4 付則, 15 条, 田中弘著『イギリスの会計基準』中央経済社 (1991. 10) 176 頁~177 頁.

91) ASC, SSAP#20, *op. cit.*, paras. 10, 50, 65. 田中弘著 前掲書 177 頁.

92) ASC, SSAP#20, *op. cit.*, par. 10.

93) M. Davies, R. Paterson and A. Wilson, *op. cit.*, p. 749.

94) H. A. Plumb, "The Treatment of Fluctuating Currencies in the Accounts of English Companies." *Accountant*, April 4, 1891, pp. 259-27

再び英国型に調整をしてきた。外貨換算会計の世界において現在の主流となっている。これは、ある意味において英ポンドと米ドルの外国為替市場における地位の相違の現われとして認識できるものとする。

国際社会において、英国の後に続く米国などは、流動性に注目するよりも貨幣性を重視せざるを得ない環境下にあったと考える。この傾向は、表4の外貨換算会計年表が示すように、IASCや英国外貨換算会計自体にも影響を与えることとなった。

外貨換算会計の調整は、政治経済などの観点から勘案をすれば、換算会計史を次の3つに区分するものとする。

- (1) 19世紀末から20世紀にかけての国際金融市場における英ポンド地位保全のための攻政策として外貨換算会計が捉えられた。
- (2) 2度におよぶ世界大戦後、米ドルは世界の基軸通貨としての地位を揺らぎないものとした。その後のベトナム戦争以降、戦費の捻出でその地位を落とし、金・ドル兌換停止を含む2度におよぶオイル・ショックを引き起こした。揺らぎを見せた国際金融体制の崩壊期において基軸通貨としての威信をかけて、MNEの在外活動の評価・開示方法の調整・変更過程として外貨換算会計を捉えることもできる。
- (3) 70年代以降の米国型状況法は、FASBやIASCの基準書に継受され、国際的に承認されるようになった。これは、米国型状況法の論理によって国際会計基準統一化に一石を投じたことになり、同状況法は今日の相互承認問題を超越させるための起爆剤としての役割を果たし、と捉えることもできる。

表3 英国外貨換算会計の系譜 (1968年~1983年)<sup>95)</sup>

年・月	設定主体	名 称	コメント	参考項目
1968.2	ICAEW	勧告書第25号 (N.25)	流動・非流動法と期末日レート法	組織的成果の最初。
1974.4	ASC	ASC基準書第6号	参照基準	AICPA, ARS #12 (1972)
1975.9	ASC	公開草案第16号	外貨建借入金：CR、概算差額はP/Lで経常損益として計上	SFAS#8 (1975.10)
1977.9	ASC	公開草案第21号	テンポラル法と期末日レート法 (16号改訂)	SFAS#52 (1981) IAS, ED23 (1982)
	ICAS	公開草案第11号	テンポラル法と期末日レート法	共に、テンポラル法と決算日レート法
1980.10	ASC	公開草案第27号	期末日・純投資法	公開草案第21号批判
1983.4	ASC	会計実務基準書第20号	期末日・純投資法とテンポラル法	IAS#21 (1983) 決算日レート法とテンポラル法

本稿は、状況法に考察を加え、英米両国において状況区分は同様であっても、その論理に一貫性がなかった点に着目した。過去において、英国は、米国外貨換算会計をほんの一時、リードした時期もあったが、状況法という換算法導入の本格化とともに、米国やIASCなどの国際的傾向を逆に受け入れを求められたものと解する。

本稿を生成史研究の立場から、国際会計基準の国内化を検討する比較研究・類型化研究の一環の研究として位置づけるならば、文献研究・歴史研究という手法により、会計基準の国際的調和化・統一化、国際会計基準の国内化、統一化の可能性と限界、そして開示基準の相互承認の可能性を探るための基礎研究の一端として捉えることができる。迂遠に見受けられるが、このなかに各国比較を中心とする比較会計論と、生成史研究を含む広義の類型化研究の接点を見いだすことが可能となる。外貨換算会計生成史研究の今日的意義を見いだすことができる、と考える。

95) Ernst and Young, UK GAAP, 1990, pp. 269-272.

表4 外貨換算会計年表

	変動・非変動法	流動・非流動法	貨幣・非貨幣法	テンポラル法	状況的換算法 (決算日レート法との併用)
1890年代	H.A.Plumb (1891) F.N.Keen (1891) Piggott (1891) J.A.Meelboom (1898)	← (1) “floating” 概念援用, (2) 3種類の本位制度に対処, (3) 「固定平価換算」 + 「変動・非変動法」.  変動・非変動法は、本位制度との関係の中で議論。  ← 2種類の本位制度に整理			
1900年代	L.R.Dicksee (1904)	↓ “current” 概念援用, ↓ 伝統的「信用分析」手法援用	※米国, 金銀複本位から金本位制度へ (1900).		
1910年代	A.E.Cutforth (1910)	A.L.Dickinson (1913)	※第一次世界大戦 (1914-1918), 「統一会計」 (1917).		
1920年代	H.A.Finney (1921)	C.S.Ashdown (1922)	← 流動・固定区分を提案, 流動・非流動法の確立, 認知. ※ウォール街株価大暴落 (1929.10.24)		
1930年代	※英国, 金本位制から離脱 (1931.9) →  ※ Edwin F.Chinlund, “Conversion” から “Translation”へ (1936)	AIA 公報 92号 (1931) A.E.Cutforth (1933) AIA 公報 117号 (1934) AIA 会計調査公報 4号 [ARB#4] (1939)	← 対米ドル外貨安, 為替損失に対処.  ← 科学的会計システムの導入の必要性を提唱, ※証券関係 2法 (1933, 1934). ← 31年公報の改正. ※第二次世界大戦 (1939-1945). ← 第二次世界大戦に対処.		
1940年代	一層, 送金制限厳格, 連結財務諸表作成, 検討示唆→	AIA 調査報告 (1940) AIA 調査報告 (1941)	← “official rate” に注目, 送金制限, 為替レート規制に対処.  ↓ “monetary” 概念援用		※ブレトン・ウッズ会議 (1944.7), IMF 体制.
1950年代	※ポンド大幅切下げ (1949), 同通貨圏切下げに対処→ J.A.Lindquist と P.Mason, 43号を部分的に批判 (1953) → 流動・非流動法批判, 貨幣・非貨幣法提唱→	AIA 調査報告 (1950) AIA 会計調査公報 43号 [ARB#43] (1953) Chap.12	W.T.Baxter & B.S.Yamey (1951)		← 貨幣・非貨幣区分を提案, ヘップワースは, 参考にして 1956年論文を完成させた.
1960年代	’50s 国際経済の安定, 国際財務管理体制強化の必要性提唱→ ARB#43 の par.12, par.18 を修正→  ※ポンド大幅切下げ (1967)	NAA 調査報告 36号 (1960) AICPA, APB 意見書 6号 (1965) AICPA 会計調査研究 7号 [ARS#7] (1965) G.C.Watt (1968)	S.R.Hepworth (1956)		← 「貨幣価値」が関心事.  ↓ “Situational Approach” ↓ 決算日レート法との調整 ↓ “Local perspective” ↓ 外貨尺度説 ICAEW 勧告書 25号 [N.25] (1968)
1970年代	※米国, 貿易収支赤字体質へ (1971) ※ニクソン・ショック, 金・ドル兌換停止 (1971.8.15) ※米ドル切下げ (1971) ※スミソニアン体制崩壊, 主要国は変動相場制へ (1973.2) ※第一次オイル・ショック (1973.10)  ※米国, 貿易経常収支赤字へ (1978) ※カーター政権, ドル防衛策発表 (1978.11.1) ※第二次オイル・ショック (1978.12)	※米国, 貿易収支赤字体質へ (1971) ※ニクソン・ショック, 金・ドル兌換停止 (1971.8.15) ※米ドル切下げ (1971) ※スミソニアン体制崩壊, 主要国は変動相場制へ (1973.2) ※第一次オイル・ショック (1973.10)  「状況的換算法」勘案→  ※米国, 貿易経常収支赤字へ (1978) ※カーター政権, ドル防衛策発表 (1978.11.1) ※第二次オイル・ショック (1978.12)	AICPA, 会計調査研究 12号 [ARS#12] by L.Lorensen (1972) L.Lorensen (1972) L.Lorensen (1973) FASB, SFAS#8 (1975) CICA 公開草案 (1977)  CICA, f 1650 (1978)		ICAS 調査研究 (1970) CICA 調査研究書 by R.M.Parkinson (1972) R.M.Parkinson (1973) ASC 公開草案 16号 (1975) ASC 公開草案 21号 (1977)  ICAS 草案 11号 (1977)
1980年代			機能通貨アプローチ, 将来キャッシュ・フロー重視→  ※為替取引実需原則の撤廃 (1984.4) ※ブラザグ合意 (ドル高是正) (1985.9.22) ※ G7 発足合意 (1986.5) ※ルーブル合意 (為替相場安定) (1987.2.22) ※ブラック・マンデー (世界同時株安) (1987.10.19)		ASC 公開草案 27号 (1980) FASB, SFAS#52 (1981) IASC 公開草案 23号 (1982) ASC, SSAP#20 (1983) CICA, New f 1650 (1983) IASC, 国際会計基準 21号 (1983) OECD, 会計基準調和化 シリーズ 1号 (1986)

## 表示略記号

AIA: American Institute of Accountants (1939-1957)  
AICPA: American Institute of Certified Public Accountants (1957-)  
APB: Accounting Principles Board Opinions, by AICPA  
ARB: Accounting Research Board Bulletin, by CAP  
ARS: Accounting Research Study, by AICPA  
ASC: Accounting Standards Committee  
CAP: Committee on Accounting Procedures, AIA (1939-1957), AICPA (1957-)  
CICA: Canadian Institute of Chartered Accountants  
FASB: Financial Accounting Standards Board (1973-)  
IASC: International Accounting Standards Committee  
ICAEW: Institute of Chartered Accountants in England and Wales  
ICAS: Institute of Chartered Accountants in Scotland  
NAA: National Association of Accountants  
SSAP: Statements of Standard Accounting Practice, by ASC

- ◆ 蔦村剛雄編著『国際会計論』白桃書房（1990, 2）280頁～281頁参照.
- ◆ 1) ICAEW, N, 25, (1968), 流動・非流動法と決算日レート法を提唱.
- ◆ 2) ASC 公開草案 21 号, (1977), 決算日レート法とテンポラル法選択適用提唱.
- ◆ 3) ICAS 草案 11 号, (1977), テンポラル法または決算日レート法選択適用提唱.
- ◆ 4) ASC 公開草案 27 号, (1980), 決算日レート・純投資法を提唱.
- ◆ 5) FASB, SFAS#52, (1981), “functional currency”, 決算日レート法とテンポラル法選択適用提唱.
- ◆ 6) IASC, IAS 公開草案 23 号, (1982), 「親会社と不可分の在外事業単位か否か」に応じてテンポラル法と決算日レート法選択適用提唱.
- ◆ 7) ASC, SSAP#20, (1983), 決算日レート・純投資法を原則とするが, 親会社の貨幣経済環境に依存しているケースはテンポラル法を提唱.
- ◆ 8) CICA, New Section 1650, (1983).
- ◆ 9) IASC, IAS#21, (1983), 「親会社と不可分の関係か否か」に応じて決算日レート法とテンポラル法選択適用提唱.